

第 29 号  
2011.11.27

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

## 人権救済基金ニュース

### 人権救済基金の存在意義

人権救済基金運営委員会 委員長 島崎哲朗

裁判をするには、裁判所に納める印紙代、弁護士費用など、結構、お金がかかります。

それが原因で、裁判を諦める人も出てきます。

そこで、そんなことのないように、収入、財産が一定基準以下の方については、日本司法支援センター（法テラス）が、裁判の費用を立て替えてくれる「法律扶助」の制度があります。

けれども、「法律扶助」は、あくまでも、「立て替え」なので、裁判に勝っても負けても、費用を返す必要があります（生活保護を受けている方の破産手続費用など、例外もあります）。

このように、「法律扶助」には、①収入、財産が一定基準以下の人しか受けられない、②裁判に負けても返還しなければならない、といった制約があります。

ところが、京都弁護士会には、①②の制約がなく、最高80万円まで援助してくれる「人権救済基金」という制度があるのです。

そんないい制度なら、誰でも「人権救済基金」を利用したいと思うでしょうが、世の中、そんなに甘くはありません。

例えば、個人間の金銭貸借の裁判などでは、「人権救済基金」の援助は受けられず、自己負担でやって下さい、ということになります。

他方、薬害事件の被害者が国や製薬会社を相手に裁判をする場合など、裁判を起こした個人だけでなく、広く、同種の被害を受けている人々の救済にも役立つ場合があります。

「人権救済基金」が援助するのは、こういった、「公益性」のある事件に限るのです。

「人権救済基金」では、援助した事件の当事者が裁判に勝って経済的利益を得た場合は、援助金を返還してもらいますが、そうでない限り、援助金の返還は原則として免除されます。

その結果、毎年度、[援助金>返還金]の繰返しで、いつか基金は消滅してしまいます。

そこで、この[減少分]を補っているのが、皆さんの「寄附」や、毎年一定額を自動的に口座振替で送金して頂く「維持会員」の制度です。

人権救済基金の存在意義を理解されたなら、「寄附」や「維持会員」の申込をしていただくよう、お願い致します（電話：075-231-2378）。

# 関西建設アスベスト京都訴訟

～アスベスト被害の救済・防止を求めて～

弁護士 津島理恵

## 1 アスベスト(石綿)被害とは

アスベスト(石綿)は、繊維構造を持つ天然鉱物で、太さ0.02 $\mu$ (髪の毛の5000分の1)から5 $\mu$ 程度(髪の毛の100分の1)と極めて微細であり、劣化せずに半永久的に存在する。空气中に飛散したアスベスト粉じんを一旦吸い込むと、肺内に取り込まれたアスベストは排出されにくく、細胞に悪影響を及ぼし続け、石綿肺、肺ガン、中皮腫など重篤な疾患を引き起こす。

アスベストによる健康被害は随分昔から生じていた。そして、石綿肺については戦前、肺ガンは1955年頃、中皮腫については1965年頃には、我が国にも各健康被害についての情報がもたらされていた。

しかし、アスベストは、紡織性(細くしなやかで糸・布に加工しやすい)、抗張性(引っ張りに強い)、耐熱性、耐火性、耐薬品性、電気絶縁性、防音性等の特質を有する上に、安価であったことから、我が国では、1961年から約40年間に渡って年間10万トンを超えるアスベストが輸入され、主に建材として3000種類ものアスベスト含有製品が製造され、全国の建造物のいたるところで使用された。このため、建設労働者の多くがアスベスト含有建材と接する中で曝露し、アスベスト粉じんを体内に取り込んでしまった。

アスベスト疾患の潜伏期間は長いため、「静かな時限爆弾」ともいわれている。これまでアスベスト被害がさほど顕在化しなかったのはそのためであるが、被害者数は我が国だけでも今後数十万人にのぼると推定されている。

## 2 本件訴訟の状況

### (1) 原告らの主張と争点

2011年6月3日、京都在住の元建設作業従事者(アスベスト被害者)及びその遺族合計11名が、国と石綿含有建材製造メーカー4社に対して、損害賠償請求を求める訴訟を京都地裁に提起した。

国は、アスベストの有害性を認識していたにもかかわらず、アスベストの使用についての規制権限を行使せず、あろうことかアスベスト含有建材を耐火性建材等に指定するなどしてその使用を推進した。

また、メーカーは、アスベストの有害性を承知の上で、アスベスト含有建材の指定を獲得するために、業界を挙げてアスベストの危険性を否定する広報活動を行い、国に働きかけを行うなどして、アスベスト含有建材の製造・販売を継続した。メーカーは、当時既にアスベスト規制がなされていた海外輸出用の建材にはアスベストの使用を控えておきながら、我が国ではアスベスト規制をさせないよう国に働きかけ、危険なアスベスト含有製品を製造販売し続けたのである。

このように、アスベスト被害は、人の生命・健康よりも利潤追求・経済発展を優先した結果、生じるべくして生じたものである。

本件訴訟では、国に積極的加害行為及び規制権限不行使による違法が認められるか、メーカーの共同不法行為が認められるか等が争点となる。

### (2) 第1回公判期日の様子

本件訴訟は、原告が11名、被告が国及び4社という大がかりな裁判である。2011年8月3日の第1回期日は京都地裁101号法廷で行われたが、傍聴席の半分近くが被告席として使用された。

支援者らが傍聴席から見守る中、弁護団の弁護士と原告団長が堂々と弁論を行った。

原告団長は現在76歳、56年以上にわたり大工として建設現場で働いてきた。現場ではアスベスト粉じんがもうもうと舞い、床に散乱したアスベストを蹴散らしながら作業が行われていたが、現場作業員にはアスベストの危険性が全く知らされていなかったとのことである。ある作業員が綿状のアスベストを手に取り「綿やし、あったかいな」と言うので、原告団長もア

スベストを素手で握り、ほおずりしたこともあったという。発ガン性のあるスベストに対して、現場作業員は、それほどまでに無防備な状態だったのである。2006年、原告団長はスベストが原因の肺ガンと診断され肺の一部を切除する手術を受け、労災申請が認められた。原告団長は、建設作業員は家族やお客さんのために一生懸命働いていたのに、国と建材メーカーは危険だと分かっているながらスベストを放置したことは許せない、全てのスベスト被害者の救済のために謝罪と賠償を勝ち取りたいとの思いを法廷で力強く訴えた。

### 3 今後の見通し

本件訴訟は、東京、横浜、札幌、静岡の各建設スベスト訴訟に続くものであり、2011年8月には大阪で、同年10月には福岡でも提訴がなされている。

同年8月25日、石綿工場労働者らが原告である大阪・泉南スベスト国賠訴訟において、大阪高裁は、原告らの請求を認容した大阪地裁

判決を取り消し、原告らの請求を全て棄却した。大阪高裁は、人の命・健康が害されようとも工業製品の社会的必要性・工業的有用性を優先させても致し方なかった旨の判示をしたが、これは、筑豊じん肺訴訟等これまでの公害裁判の流れと逆行するものである。同種の訴訟においてこのような判断が出されたことは、建設スベスト訴訟にも影響を及ぼすことになるであろうが、弁護団としてはさらに気を引き締めて訴訟に臨む決意である。

原告らは、呼吸困難や息切れ、咳、痰などの症状に日々苦しめられており、かつ、平均年齢70歳、最高齢が78歳と高齢でもある。原告らは、原告ら自身の被害の救済はもとより、全てのスベスト被害者に対する謝罪と救済、さらなるスベスト被害の防止の実現等を目指して提訴に踏み切った。

このたび人権救済基金から支援をいただけたことについては大変有り難いことである。弁護団としては、原告らの切実な思いを受けとめこの訴訟に取り組んでいく所存である。

以上

土曜日 第3種郵便物認可

## 石綿被害

# 京の建設労働者ら提訴

国メーカーと4億円損賠請求

京都新聞  
2011年6月4日

提訴後のデモの様子



## \* これまでの取扱事件一覧 \*

受付日	援助番号	事件名
93/11/02	1	恩給受給地位確認等請求事件
93/11/15	2	豊田商事事件国家賠償請求事件
94/07/21	3	外国人労働者未払賃金等請求事件
95/02/27	4	一条山開発許可処分取消請求事件
95/05/08	5	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
95/06/26	6	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
95/08/21	7	家庭教師賃金支払等請求事件
96/01/09	8	障害者の刑事事件（上告）
96/09/09	9	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
97/02/17	10	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
97/05/28	11	ヤコブ病損害賠償請求事件
97/09/16	12	桂高校制服問題事件
98/06/03	13	8号事件の差戻審事件
98/02/26	14	浮島丸公式陳謝等請求事件
98/12/15	15	5号事件（控訴）
99/06/04	16	1号事件（控訴）
00/05/28	17	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
00/12/28	18	日栄不当利得返還請求事件
01/01/18	19	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
01/02/09	20	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
01/04/09	21	レンタルハウス被害者救済事件
01/05/31	22	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
01/12/13	23	5号事件（上告）
01/07/09	24	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
02/08/22	25	ホームヘルパー養成講座事件
02/10/24	26	14号事件（控訴）
02/12/04	27	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
03/02/28	28	20号事件（控訴）
03/02/28	29	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
03/11/11	30	中国残留孤児国家賠償請求事件
03/12/03	31	17号事件（控訴）
03/12/04	32	20号事件（控訴 追加援助）
03/12/24	33	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
04/04/13	34	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
04/05/31	35	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
05/03/09	36	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
05/05/12	37	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
05/06/03	38	29号事件（控訴 追加援助）
05/08/24	39	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
05/10/20	40	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
06/01/06	41	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
05/10/28	42	33号事件（追加援助）
06/03/06	43	27号事件（控訴）
07/03/27	44	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
07/06/13	45	嘱託職員賃金差別事件

次ページへ続く

前ページからの続き

受付日	援助番号	事件名
08/06/10	46	36号事件(上告)
08/10/22	47	45号事件(控訴)
09/04/20	48	障害補償給付支給処分取消請求事件
09/06/15	49	入学金返還等請求事件
10/01/27	50	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
10/06/04	51	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
10/08/05	52	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
10/10/25	53	国家賠償請求事件(警察官の夫のDVの被害届に関連する二次被害)
11/02/10	54	破産申立事件(障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産)
11/02/04	55	地位確認等請求事件(偽装請負会社による解雇)
11/05/18	56	発達障害者の窃盗被告事件
11/06/24	57	損害賠償請求事件(アスベスト関連疾患)

## ＝2010年度人権救済基金報告＝

### 収入の部

科 目	2010年度予算額	2010年度決算額
1 会員寄附金	800,000	813,000
2 会員外寄附金	400,000	124,050
3 償還金	0	300,000
4 受取利息	4,000	2,623
5 雑収入	250,000	249,758
当期収入合計(A)	1,454,000	1,489,431
前年度繰越金	10,763,360	10,763,360
収入合計(B)	12,217,360	12,252,791

### 支出の部

科 目	2010年度予算額	2010年度決算額
援助金	3,500,000	2,700,000
活動費	1,000,000	586,672
雑費	10,000	4,000
予備費	7,707,360	0
当期支出合計(C)	12,217,360	3,290,672
当期収支差額(A-C)	△10,763,360	△1,801,241
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,962,119

# 人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでの取扱事件一覧」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2010年度末で、約896万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。

第16回

# 法律援助を広げる市民のつどい

～市民の裁判を受ける権利を守るために～



# 京都から東北へ

講演

地震、津波、原発事故

## 中国琵琶

親子演奏

ミニコンサート

人権救済基金の説明・事例報告

講演者



守田 敏也

(モリタシヤ) 1959年生まれ、京都府在住。同志社大学社会的共進員研究センター客員フェローなどを歴任。現在フリーライターとして取材活動を活かしながら、社会的共通資本に関する研究を進めている。ナラ松れ問題に深く関わり京都大学山での書生防犯なども実施。親子力発展に於いても独自の研究と資料活動を続け、3.11後は被災地も度々訪問。ボランティアや放射能除染プロジェクトなどに携わっている。

葉 衛陽 (ヨウ エイヨウ)

1964年杭州生まれ。10歳から祖父について中国琵琶を習う。安徽師範大学音楽学部琵琶専攻を首席で卒業。中国のテレビ局で音楽プロデューサーを勤め、1992年に来日。京都教育大学大学院音楽教育専攻修士課程修了。中国音楽家協会琵琶研究会会員、長城楽団代表を務める。

さくら

1998年京都生まれ。3歳から父葉衛陽に中国琵琶を習い始める。2007年北京で開催された「2007 CCTV 中国民族楽器コンクール」において最年少で銅賞を獲得。師葉衛陽との「親子中国琵琶の演奏」が人気を博している。現在宇治市の中学校1年在学中。

先着順 入場無料

2012年(平成24年)

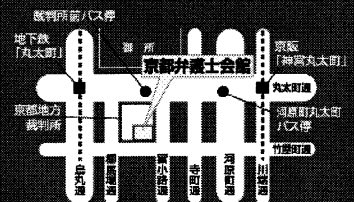
# 1月21日土

午後1時半～4時(開場午後1時)

## 京都弁護士会館 地階大ホール

(京都市中京区室小路通丸太町下ル)

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



きっとある あなたを支える 法と情思

主催 **京都弁護士会**

お問い合わせは ☎ 075-231-2378 <http://www.kyotoben.or.jp/> **京都弁護士会**

後援 京都府・京都市・京都地方検察庁・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞社・KBS 京都・日本司法支援センター京都地方事務所

QRコードで  
簡単アクセス!  
京都弁護士会の  
ウェブサイトにも  
アクセスできます。





## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。  
ぜひブックマークにご登録ください。

